



熊本県公報

号外 第 28 号

平成 25 年 7 月 9 日(火)

(毎週 火・金発行)

目 次

条 例		
○熊本県税条例の一部を改正する条例	(税務課)	2
○熊本県国民健康保険調整交付金条例の一部を改正する条例	(国保・高齢者医療課)	3
○熊本県森林整備資金貸付条例及び熊本県森林整備資金融資損失補償条例の一部を改正する条例	(森林整備課)	3
○熊本県森林整備促進及び林業等再生基金条例の一部を改正する条例	(〃)	3

本号で公布された条例のあらまし

◇ 熊本県税条例の一部を改正する条例

- 1 熊本県税条例の一部改正【第 1 条】
 - (1) 「財団法人日本ゴルフ協会」を「公益財団法人日本ゴルフ協会」に、「財団法人結核予防会」を「公益財団法人結核予防会」に改めることとした。(第 69 条、第 109 条関係)
 - (2) その他規定の整理を行うこととした。(第 3 条、第 38 条の 14、第 38 条の 15、第 38 条の 20 関係)
- 2 熊本県税条例の一部改正【第 2 条】
 - (1) 「第 23 条第 1 項第 16 号」を「第 23 条第 1 項第 17 号」に改めることとした。(第 3 条関係)
 - (2) 利子等に係る県民税の納税義務者について、利子等の支払を受ける法人を除外することとした。(第 26 条第 1 項第 5 号関係)
 - (3) 特定配当等に係る県民税の特別徴収の対象に、特定割引債の償還金に係る差益金額を加えることとした。(第 38 条の 14、第 38 条の 15 関係)
 - (4) 特定株式等譲渡所得金額に係る県民税の特別徴収の対象を、特定株式等譲渡対価等とすることとした。(第 38 条の 19、第 38 条の 20 関係)
 - (5) その他規定の整理を行うこととした。(第 26 条第 1 項第 7 号、第 30 条、第 38 条の 16 関係)
- 3 この条例中第 1 条の規定は公布の日から、その他の規定は平成 28 年 1 月 1 日から施行することとした。
- 4 所要の経過措置を定めることとした。(附則第 2 項一附則第 4 項関係)

◇ 熊本県国民健康保険調整交付金条例の一部を改正する条例

- 1 病床転換支援金を納付する市町村の特例期限を 5 年間延長することとした。(附則第 8 項、附則第 9 項関係)
- 2 この条例は、公布の日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日から適用することとした。

◇ 熊本県森林整備資金貸付条例及び熊本県森林整備資金融資損失補償条例の一部を改正する条例

- 1 熊本県森林整備資金貸付条例の一部改正【第 1 条】

「社団法人熊本県林業公社」を「公益社団法人熊本県林業公社」に改めることとした。(第 1 条関係)
- 2 熊本県森林整備資金融資損失補償条例の一部改正【第 2 条】

「社団法人熊本県林業公社」を「公益社団法人熊本県林業公社」に改めることとした。(第 1 条関係)
- 3 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇ 熊本県森林整備促進及び林業等再生基金条例の一部を改正する条例

- 1 条例の失効する日を「平成 27 年 1 月 31 日」から「平成 42 年 1 月 31 日」に改めることとした。(附則第 2 項関係)
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

条 例

熊本県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年7月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第43号

熊本県税条例の一部を改正する条例

第1条 熊本県税条例（昭和29年熊本県条例第28号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「法第23条第1項第14号」を「地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第23条第1項第14号」に改め、同項第3号中「地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

第38条の14中「特定配当等が」の次に「法第71条の29に規定する」を加え、「法第71条の29に規定する国外特定配当等をいう。以下この節において同じ。」を「次条において「国外特定配当等」という。」又は租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する上場株式等の配当等（次条において「上場株式等の配当等」という）に改める。

第38条の15中「国外特定配当等」の次に「又は上場株式等の配当等」を加え、「の規定による納入申告書に同項の規定による」を「に規定する納入申告書に同項後段の」に改め、「及び」の次に「県に」を加える。

第38条の20中「の規定による納入申告書に同項の規定による」を「に規定する納入申告書に同項後段の」に改め、「及び」の次に「県に」を加える。

第69条第1項第2号中「財団法人日本ゴルフ協会（）」を「公益財団法人日本ゴルフ協会（）」に改める。

第109条第1項第4号中「財団法人結核予防会（）」を「公益財団法人結核予防会（）」に改める。

第2条 熊本県税条例の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「第23条第1項第16号」を「第23条第1項第17号」に改める。

第26条第1項第5号中「受ける者」を「受ける個人」に改め、同項第7号を次のように改める。

（7）法第23条第1項第16号に規定する特定株式等譲渡対価等（以下この節において「特定株式等譲渡対価等」という。）の支払を受ける個人で当該特定株式等譲渡対価等の支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在において県内に住所を有するもの

第30条第3号中「租税特別措置法」の次に「（昭和32年法律第26号）」を加える。

第38条の14中「又は租税特別措置法」を「、租税特別措置法」に改め、「上場株式等の配当等」という。」の次に「又は同法第41条の12の2第3項に規定する特定割引債の償還金に係る差益金額（次条において「償還金に係る差益金額」という。）」を加える。

第38条の15中「又は上場株式等の配当等」を「、上場株式等の配当等又は償還金に係る差益金額」に改める。

第38条の16第2項を削る。

第38条の19中「選択口座が」を「法第23条第1項第16号に規定する選択口座が」に、「当該選択口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡の対価又は当該選択口座において処理された上場株式等の信用取引等に係る差金決済に係る差益に相当する金額」を「特定株式等譲渡対価等」に、「譲渡の対価又は当該差金決済に係る差益に相当する金額」を「特定株式等譲渡対価等」に改める。

第38条の20中「当該特別徴収義務者が開設している選択口座においてその年中に行われた当該選択口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡又は当該選択口座において処理された上場株式等の信用取引等に係る差金決済により特定株式等譲渡所得金額が生じたときは、当該譲渡の対価又は当該差金決済に係る差益に相当する金額」を「特定株式等譲渡対価等」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条及び次項から附則第4項までの規定は平成28年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 第2条の規定による改正後の熊本県税条例（以下「新条例」という。）第26条第1項の規定は、平成28年1月1日以後に支払を受けるべき利子等（地方税法（昭和25年法律第226号）第23条第1項第14号に規定する利子等をいう。以下同じ。）について適用し、同日前に支払を受けるべき利子等については、なお従前の例による。

3 新条例第38条の14及び第38条の15の規定は、平成28年1月1日以後に支払を受けるべき特定配当等（地方税法第23条第1項第15号に規定する特定配当等をいう。以下同じ。）について適用し、同日前に支払を受けるべき特定配当等については、なお従前の例による。

4 新条例第38条の19及び第38条の20の規定は、平成28年1月1日以後に行われる特定口座内保管上場株式等（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第37条の11の3第1項に規定する特定口座内保管上場株式等をいう。以下同じ。）の譲渡について適用し、同日前に行われた特定口座内保管上場株式等の譲渡については、なお従前の例による。

熊本県国民健康保険調整交付金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年7月9日

熊本県知事 蒲島 郁夫

熊本県条例第44号

熊本県国民健康保険調整交付金条例の一部を改正する条例

熊本県国民健康保険調整交付金条例（平成17年熊本県条例第73号）の一部を次のように改正する。

附則第8項及び第9項中「平成25年3月31日」を「平成30年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の熊本県国民健康保険調整交付金条例の規定は、平成25年4月1日から適用する。

熊本県森林整備資金貸付条例及び熊本県森林整備資金融資損失補償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年7月9日

熊本県知事 蒲島 郁夫

熊本県条例第45号

熊本県森林整備資金貸付条例及び熊本県森林整備資金融資損失補償条例の一部を改正する条例

（熊本県森林整備資金貸付条例の一部改正）

第1条 熊本県森林整備資金貸付条例（昭和37年熊本県条例第19号）の一部を次のように改正する。

第1条中「社団法人熊本県林業公社（）を「公益社団法人熊本県林業公社（）に、「社団法人熊本県林業公社と」を「社団法人五家荘林業公社と」に改める。

（熊本県森林整備資金融資損失補償条例の一部改正）

第2条 熊本県森林整備資金融資損失補償条例（昭和37年熊本県条例第20号）の一部を次のように改正する。

第1条中「社団法人熊本県林業公社（）を「公益社団法人熊本県林業公社（）に、「社団法人熊本県林業公社と」を「社団法人五家荘林業公社と」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

熊本県森林整備促進及び林業等再生基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年7月9日

熊本県知事 蒲島 郁夫

熊本県条例第46号

熊本県森林整備促進及び林業等再生基金条例の一部を改正する条例

熊本県森林整備促進及び林業等再生基金条例（平成21年熊本県条例第45号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成27年12月31日」を「平成42年12月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。